

生駒市訓令甲第4号

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第1条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「消費生活センター」の次に「、子育て支援総合センター」を、「図書館北分館」の次に「、生駒駅前図書室」を加える。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第2条 生駒市事務専決規程(平成24年4月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「の課長」の次に「、子育て支援総合センター所長」を加え、同条第10号中「の課長補佐」の次に「、子育て支援総合センター副所長」を加える。

第5条第1項第2号中「開発部長」を「都市整備部長」に改め、同項第11号中「環境政策課長」を「環境モデル都市推進課長」に改める。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、幼稚園に係る事務で第1項各号に掲げる専決事項の全部又は一部について、幼稚園事務補助執行規則(平成26年3月生駒市教育委員会規則第3号)の規定により補助執行することとされた職員に専決処理させることができるものとし、当該職員が専決できる事項

は、生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の例による。

第14条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第18条第2号中「河川、」を削る。

第19条に次の2号を加える。

(9) 関西文化学術研究都市高山地区関連事業の企画及び調査に関すること。

(10) 市街地再開発事業の企画及び調査に関すること。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第24条の2を第24条とする。

第33条（見出しを含む。）中「環境政策課長」を「環境モデル都市推進課長」に改める。

第47条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第48条の次に次の1条を加える。

（子育て支援総合センター所長の専決事項）

第48条の2 子育て支援総合センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 子育て支援総合センターの施設の維持管理に関すること。

(2) 子育て短期支援事業の利用の決定に関すること。

第52条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 主管に係る道路施設の維持管理及び補修工事等の調査、設計及び監督に関すること。

第53条第2号中「都市計画街路」を「都市計画道路」に改める。

第55条（見出しを含む。）中「施設整備課長」を「営繕課長」に改める。

（生駒市職員被服貸与規程の一部改正）

第3条 生駒市職員被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「生活安全課交通対策係」を「生活安全課」に、「経済振興課商工観光係及び企業立地推進係」を「及び経済振興課商工観光係」に、

ヘルメット	男性職員（調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭及び保育士を除く。）	を	ヘルメット	全ての職員	に改
-------	------------------------------------	---	-------	-------	----

める。

別表第2中「及び企業立地推進係」を削り、「生活安全課交通対策係」を「生活安全課」に、

ヘルメット	男性職員及び女性の技術職員	を	ヘルメット	全ての職員	に改
-------	---------------	---	-------	-------	----

める。

（生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正）

第4条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成7年2月生駒市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表こども健康部の項中「こども課 健康課」を「こども課 子育て支援総合センター 健康課」に改め、同表開発部の項を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。